

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第 17 条関係〕	別添

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 24 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。